

No.82

■発行/奈良市議会  
■編集/奈良市議会だより  
編集委員会



〒630-8580  
奈良市二条大路南1-1-1  
奈良市議会事務局  
☎ (0742)34-4734

議会だよりは年4回(2月、5月、8月、11月)の発行予定です。



春らんまん(世界遺産 興福寺五重塔)

### 3月定例会

# 平成17年度予算案等を修正可決 奈良再生プログラム関連事業を削減

## 平成17年度一般会計予算

予 算 額 (億円)	対前年度比 (▲はマイナス)	市民1人当たり (4月1日現在)
1,093	▲ 5.2%	29万円
【入】		
市 税	3.1%	14万1千円
(うち、市民税)	3.4%	6万7千円
国庫支出金	▲ 7.0%	3万8千円
地方交付税	▲ 17.7%	3万7千円
市 債	▲ 45.2%	2万3千円
そ の 他		
199		
【出】		
費 費	2.5%	9万4千円
生 債	▲ 30.0%	4万4千円
費 費	▲ 6.5%	3万8千円
木 育	▲ 1.1%	3万1千円
教 生	▲ 6.5%	3万1千円
衛 務	▲ 5.4%	3万1千円
総 の 他		
91		

## 新奈良市の発展を目指す 月ヶ瀬・都祁2村との合併

修正可決した平成17年度一般会計予算は、原案から選挙公約の奈良再生プログラム関連事業など1億4810万円を削減し総額1093億2190万円、対前年度比5.2%の減となっています。また、合併により針ヶラス事業や簡易水道事業の2特別会計を加えた13特別会計予算、市立病院開設による病院事業会計を加えた3公営企業会計予算を含めた本市の総予算額は、2174億9800万円で対前年度比2.4%の増となっています。

市長は提案説明の中で、「4月1日、月ヶ瀬村・都祁村と合併し、新奈良市としてのスタートを切る。その新しい奈良市を市民の皆様と手を携えながら創り上げ、さらなる発展を目指してまいります。」と述べました。

本市議会は、平成17年3月定例会を3月7日から24日まで18日間の会期で開きました。この定例会では、平成16年9月定例会で設置して鍵田市長の市税未納問題の調査を行ってきた行政調査特別委員会の委員長報告が行われました(5、8面に掲載)。また、市長から提出された平成17年度一般会計予算や合併関連議案など127件の審査を行いました。このうち、一般会計予算、病院事業会計予算、乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを修正して可決、他の議案は原案どおり可決しました。さらに、議員提出の鍵田市長の辞職勧告決議を賛成多数で可決しました。市長から追加提案された9件の人事案件のうち、空席の助役・収入役の選任及び教育委員の任命については否決しました。

### 行財政

## 合併を機に市東部地域に 雇用創出を図る企業誘致

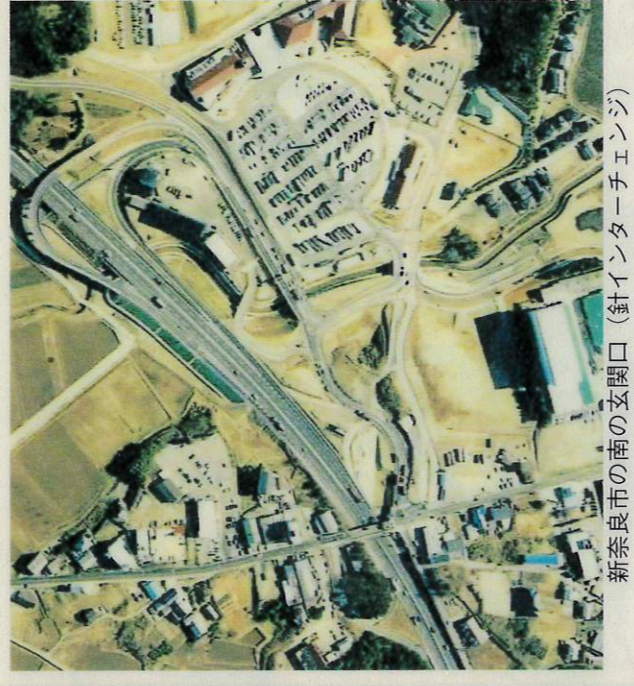
(政 翔 会)

問 合併する新市域は、名阪国道という恵まれたアクセス道路を有し、企業誘致の適地である。

地元の意向も十分に聞き調整した上で企業誘致プロジェクトを組み、広く企業誘致を図ることにより歳入増に結びつける考えは。

答 郡祁地域は、名阪国道により京阪神及び名古屋の大都市圏、また、関西国際空港にも直結しており、3つのイ

ンターチェンジがあるという恵まれた交通条件を背景に高い開発ポテンシャルをもった地域である。新市において雇



新奈良市の南の玄関口(針イインターチェンジ)

## なら100年会館 自主共催で運営

問 奈良テレビニュースで、なら100年会館が収益を伸ばしていると報道されたが、その具体的な自主共催の内容

は。  
答 平成17年2月23日「特集補助金返上・なら100年会館」と題し、補助金10万円を全額市に返すことができると報道されたものである。自主共催方式は、委託料の高い世界レベルの公演などに共催を申し込み、出演者側へ

## 新奈良市の新年度予算編成 再生プログラムとの整合性

并

答

と

問

質

本会議

3月10日、11日、14日の本会議では、17人の議員(うち代表質問6人)が質疑・一般質問を行いました。今定例会では、月ヶ瀬・都祁2村との合併による新奈良市の新年度予算編成と市長の選挙公約である奈良再生プログラムとの整合性、政治姿勢、行財政、福祉、教育などについて質問がありました。以下は、質問と答弁の要旨です。(代表質問には会派名掲載)

委託料を支払わないかわりに、使用料をもらわず、それに見合う共催費は頂くというものである。また、会館の維持管理費を圧縮するため、民間的

な手法を取り入れていくことや、経済波及効果のある全国大会などの貸館事業をも大切にしていこうという内容であった。

## 合併特例債を財源とする 合併振興基金の予算化は

(政 青 会)

問 平成17年度予算の起債は、98億円に抑えられているが、新市建設計画にある合併特例債38億円を含む市町村合併振興基金の40億円が計上されていない。4月には新市がスタートするが、今後、計上されるのか。

答 合併に際しては、新市の一体感の醸成や、旧市町村

単位の地域の振興に資するための基金造成が認められている。合併特例債を財源とする有効的なもので、市においても積立てを行っていく予定だが、条例制定も必要であり、基金が、その利子で事業を行う果実運用型なので、対象事業を検討する必要から補正等により措置を考えている。

## 職場の活性化と 組織再編成は

問 平成16年12月定例会で、職員の削減と行政運営について、削減に際して最も重要なことは、市民サービスの低下を招くことなく、市民の利便性を第一に考えること、との答弁であったが、職場の活性化と組織再編成は。

答 活力ある職場づくりは、職員がやる気をもって仕事に取り組む職場環境を整備することである。そのため、組織の統廃合や、グループ制の導入など、諸課題に柔軟に対応できる組織の見直しを図り、職員の能力が十分発揮できる

職場風土をつくること、また、働きがいのある職場づくりのため、職員の適性に合った職場配置にも努めていきたい。

## 政治姿勢

## 市長は政治責任果たすべき 市民の声どう受け止める

(日本共産党奈良市市会議員団)

問 数々の法律違反、不誠

実な態度などから「市長としてふさわしくない」「即刻辞任」など、多くの市民は怒り心頭である。これら市民の声をどのように受け止めているのか。政治責任を果たすために辞任すべきでは。

答 市民に、納税に対する気持ちや市政に対する不信感をもたらせたことに対する責任は重く受け止めており、大変申し訳なく思うとともに、私への警鐘であると認識している。今回の調査で指摘された問題点については、速やかに是正するとともに、内部文書が流出したことについて守秘義務の徹底を図りたい。

また、公平適正な税務行政の執行を目指し、一日も早い市民の信頼回復に努めるとともに、市長としてさらに身を律し、市のために仕事することを決意している。

## 市立病院

## 市立奈良病院の小児救急 受入病院としての特化は

問 市立奈良病院の掲げる2次救急医療体制、病院群輪番制、小児科病院輪番制については、既に奈良県医療審議会救急部会にて十分検討された体制であり、いままら関係機関と調整を図りながら診療体制の充実を努めるといってもいい。むしろ、小児救急の受け入れ病院として、特化することを求めるがどうか。

答 小児救急については、奈良再生プログラムの中にも平成20年度を目標に24時間小児救急受入体制の確立を掲げている。実施に向けて関係医療機関との協議を大いに進めていきたいと考えている。

## 観光商工

## 新奈良市の月ヶ瀬 観光客誘致に努力

問 合併に伴い新しい奈良市の観光名所となる月ヶ瀬、国際文化観光都市奈良へ来られる観光客を、どのような方法で結び付けていくのか。

答 月ヶ瀬梅林は大正11年に国の名勝の指定を受け、今まで村民の宝として大切に守られ、育てられてきた。

現在も、月ヶ瀬村の観光の中心になっており、毎年2月、3月は梅まつりが開催され、観梅客でにぎわっている。

合併後は、地元観光協会と連携のもと、市の重要な観光資源として月ヶ瀬梅林の宣伝に努め、都祁、柳生等の東部地域との一体化した自然豊かな梅の里として観光客の誘致に努めていきたい。

## 観光客増加のための 観光施策は

問 なら燈花会も夏の風物詩として定着した感がある。観光客増加のための誘致・受

け入れ対策等、積極的に行う必要があると考えるが、平成17年度の主な観光施策は。

答 日本の旬キャンペーンとして、京都・奈良・びわ湖を含む近隣府県と連携し、その地域の旬を観光客に楽しんでいただく事業を17年度後期に実施する。

また、合併に伴い商の玄関口となる針テラスを起点に、都祁、月ヶ瀬、柳生等東部地域に中京・阪神圏からの観光客を誘致し、田原地区にも新たに「まちかど博物館」を設置する。

## 中小売商の営業守る 商調法活用の認識は

問 高の原駅前のイオン出店問題にかかわり、大型店の進出で中小小売店の経営に悪影響が及ぶ場合に、出店規制や規模縮小にかかわり、小売商業調整特別措置法(商調法)の活用は可能であるとの中小企業庁の見解について、地域の小売業の営業や暮らしを守る上でどのように認識しているのか。

答 都道府県知事は、商調法に基づき中小小売商の事業活動機会を適正に確保するための調査・勧告をすることができる。国の見解では、今回のように府県をまたがり府県知事が勧告する必要があると判断した場合には、所管する府県知事が互いに調整して処理することになるとのことである。



「メデイカルなら」のトレーニング施設

## 介護保険制度改正と筋力向上トレーニング事業

(公明党奈良市議会議員団)

問 国の介護保険制度見直しに伴い今後、市の組織体制

問 生涯を通じた健康管理体制と総合的な保健医療体制

## J R 奈良駅前 に 決定 保健所等複合施設の予定地

(民政クラブ)

問 生涯を通じた健康管理体制と総合的な保健医療体制

を提供する保健所と、教職員の資質向上の拠点となる研修施設等の複合施設を建設したいとのことであるが、JR奈良駅前に決定した理由は。

答 第一の理由は、利用される市民の皆様方の利便性であり、JR奈良駅前は合併2村へ発着するバス路線も整備され、交通アクセスの面からも、非常に利便性の高い地域と考えている。

また、財政的な面でこの用地を当該施設に活用することで、合併特例債の充当が可能となり、土地開発公社長期保有地の解消ともなるため、有効策であると判断した。

## 保健福祉

### 児童虐待の早期発見と未然防止策は

問 児童虐待の早期発見と未然防止のために、子どもの育児や教育の問題に取り組んでいるグループに援助を行っているが、協力や連携を求めているか。

答 市では、地域における子育てサークルの活動に対し助成を行っている。このサークル活動を広く子育て中の親子に紹介し、活動に参加してもらうことにより、子育ての孤立感や不安感を解消する一助となれば、児童虐待防止、早期発見につながると考えて

どのように考えているのか。また、奈良市総合医療検査センターで高齢者筋力向上トレーニング事業を進める考えは。

答 現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業及び在宅介護支援センターを再編した地域支援事業の創設等が求められており、今後、一体的にサービスを提供できる体制を検討していきたい。

また、国は、介護保険の軽度の認定者を対象とする筋力向上や栄養改善などを新予防給付として、平成18年度から実施する予定であり、メデイカルならで実施している健康増進事業の体力測定やトレーニング施設の利用について、18年度までに高齢者に利用できるシステムづくりに取り組んでいきたい。

## 教育

### 代替食としてP.E.N食器 3カ年で入れ替え完了

問 給食用食器は、強化磁器製食器の方向で確認されてきたが、それにかわる食器としてP.E.N食器(ポリエチレンナフタレート樹脂製食器)の導入が、平成17年度に予定

している。平成17年度からは子育てサークル同士の情報交換及び親育ちのため、ネットワーク作りを計画している。

### 待機児童の解消に幼稚園施設との連携

問 公立幼稚園の空き教室を利用して、保育所の待機児童解消の取り組みを実施するまでには。

また、総合施設モデル事業の取り組みは。

答 従来の民間活力を活用した保育園の新設や定員の見直しに加え、公立幼稚園の預かり保育の充実など弾力的な運用を図るとともに、余裕教室を利用し、保育園の分園としての設置も検討していきたいと考えている。

また、国において実施予定の就学前教育・保育を一体として捉えた総合施設について、平成18年度から本格導入に先駆け実施される平成17年度総合施設モデル事業の実施に向け、関係課で準備を進めている。

## 東部地域の活性化にまちづくり条例策定へ

(交政会)

問 都市計画法の改正で市街化調整区域内の開発行為に許可基準を定めることができるが、東部地域の開発行為が円滑に行われるようまちづくり条例を策定し、行政と地域が一体となった施策が必要と考えるか。

答 市の責務として東部地域の活性化を進めることが大切であると考えている。

されている。今後どのような手順で進め、どれほどの期間を要するのか。

答 学校給食用食器として、強化磁器食器の導入を目指しているが、全校への導入には相当の期間と経費を要する。アルミイト食器とポリカーボネート食器を安全で安心した食器に更新するため、奈良市学校給食食器検討委員会での結論を尊重し、代替食器としてP.E.N食器の導入を決定し、3カ年で全ての入れ替えが完了するよう進めていく。

## 都市整備



利用方法が検討されている奈良陸運支局跡地

### 奈良陸運支局の跡地 検討部会でどう議論

問 奈良陸運支局跡地につ

いては跡地利用の検討部会が設置されているが、議論の内容は。

また、地元自治連合会が要望している跡地西側の南北道路の建設についてはどうか。

### 近鉄西大寺駅周辺のまちづくり

問 平成遷都1300年記念事業開催予定地、平城宮跡への重要なアクセス駅は、近

鉄西大寺駅である。鉄道の三線が平面で結接し、慢性的な交通渋滞の課題を抱える近鉄西大寺駅周辺のまちづくりは。

答 平成17年度末には大宮通りと南側駅前広場をつなぐ都市計画道路西大寺阪奈線を、駅前広場手前まで工事用専用車道等が通行できるよう、また、駅北側は暫定の駅前広場の整備を、17年度で終える予定で進めている。

駅周辺の交通混雑の問題については、関係機関と協議を行い、交通の円滑化と駅を中心とした活性化も配慮しながら検討している。

### 鍵田市長の辞職勧告を決議

(要旨)

市長が、父から相続した滞納市税の納税義務を怠ったことは、市民の信頼に背く行為と言わざるを得ない。

加えて、地元の寺への寄付が公職選挙法に抵触のおそれがあることや経歴詐称の疑い、社会保険への不正加入の疑いなどが明らかになっている。また、数値目標の誤りを指摘された奈良再生プログラムを市庁舎に掲げたのは、有権者や議会を無視する行為である。

市長の政治家としての良識を疑わざるを得ないような数々の行為と市長の政治姿勢に、その資質を問う声が増しに高まっており、行政のトップとしてまことに不適任であると言わざるを得ない。

よって、本市議会は、鍵田忠兵衛市長に対し、市長を辞職されることを勧告する。

答 平成14年11月近畿運輸局より奈良陸運支局跡地利用方策検討部会が設置され、市も関係団体とともに参加し、跡地利用について種々検討してきた。

市としても、地域の活性化を図るため、跡地利用について、引き続き積極的に近畿運輸局にも働きかけ、地元自治会からも強く要望されている跡地西側の南北道路の整備についても要望にこたえられるよう努力していきたい。

# 予算特別委員会の審査概要

委員会は3月14日、16日、17日、18日及び22日の5日間開き、付託された平成17年度予算案及び関連する議案の89議案について審査。市長が提案した予算等の議案に対して、委員から一般会計予算、病院事業会計予算及び乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部改正に対する修正案2件と、一般会計予算、下水道事業費特別会計予算及び土地区画整理事業特別会計予算の組み替え動議1件が提出され、採決の結果、病院事業、奈良再生プログラム関連事業など一般会計予算を原案から1億4810万円を削減する等の修正案を、賛成多数で可決しました。以下は、委員会審査での質疑の要旨です。

## 市税収入

**問** 市税収入について、数字に無理があるのではないか。  
**答** 二村分を含めた数字であり、奈良市分だけでは、対前年度比5億円、0.96パーセントの増と見込んでいる。徴収率が上がっているのは、景気が少し回復したことによって雇用が進み、支払能力が増してきたのではないかとみている。努力目標もあるが、頑張っていくたい。

## 市民会議

**問** 市立奈良病院運営市民会議の開催時期、公開等は。  
**答** 委員が決まったのは最近であるため、最初の会議は3月議会が終了した後、開きたい。会議は公開する方向で進んでいる。

## 駅前広場

**問** 西大寺駅北側の駅前広場の整備は。

**答** 駅前広場と隣接する駐輪場を合わせて、暫定的に整備したいと考えている。完成は、平成17年11月ごろの予定をしている。歩行者の安全が図られると考えている。

## 安全対策

**問** 不審者制圧用資機材の整備と防犯訓練の実施は。

**答** 各学校・園で必要に応じて、さすまた、こん棒の整備を図っている。未整備な状況もあるので関係各課と協議をしながら、今後対応を検討していきたい。  
 また、実践的な不審者侵入を想定した防犯訓練を警察や少年サポートセンターの協力を得て、各学校・園単位で不審者への対峙(たいじ)の仕方、



学校安全対策として配置された「さすまた」(左京小学校)

幼児・児童・生徒の誘導といった内容で実施している。

## 教員の資質向上

**問** 教員の資質向上推進事業については。  
**答** 教員が直面している教育課題の解決や、よりよい指導方法の向上を個別にサポートする新たな事業として実施する。平成17年度は、小学校から実施したいと考えている。

さらに、教員の資質をより高めていくために、仮称教員資質向上専門者会議の設置に向けて検討していく。

## スクールカウンセラー

**問** スクールカウンセラーの配置は。  
**答** 平成17年度は、国・県の事業として8中学校に、市事業として、月ヶ瀬、都祁両中学校も含め13中学校に、また一条高等学校についても配置を予定している。小学校の配置については、同じカウンセラーに校区の小・中学生を幅広く対応していただき、拠点校方式を徹底し、タイムリーに派遣していきたい。

## 合併市町村振興基金

**問** 合併市町村振興基金を、当初予算に計上しないのか。  
**答** 基金は、十年間据え置き、その十年間は利子で事業を行うものである。何に使うかは当然合併のことであるが、その中で議会で審議いただき

## 予算特別委員

- 委員長 船越 義治
- 副委員長 原田 栄子
- 奥田 正治 三浦 教次
- 佐藤 亨 大坪 宏通
- 矢野 兵治 内藤 智司
- 幾田 邦夫 山口 誠
- 井上 昌弘 峠 宏明
- 高橋 克己 金野 秀一
- 松石 聖一 吉田 文彦

たいと思うので、補正予算で計上しようと考えた。

## 不用額の繰越

**問** 不用額を次年度に繰越し、財源に充てては。  
**答** 不用額は、緊急に行わなければならない事業が発生した場合等の重要施策に対して充当する形での活用をしている。来年度に繰り越し、重要施策に使わせていただくことは大事なことであると思っている。

## 福祉医療制度

**問** 福祉医療制度の見直しによる、一部自己負担や償還払いの導入は。  
**答** 県が福祉医療検討委員会からの提言を受け、医療機関と調整の上、制度改正を行ったことに伴い、当該制度をいつまでも安定的で持続可能な制度とするために、福祉医療制度全体の整合性を勘案して、一部負担金や償還払いを導入することとした。

## 障がい者災害対策

**問** 障がい者災害対策用避難所地図作成については。  
**答** 台風、地震など災害発生時に障がい者の生命と財産を守るため、避難の手助けとなるよう、市内に点在する災害時の避難所の地図を作成し、配布を考えている。

## 高齢者の優遇施策

**問** 70歳以上の高齢者の優遇施策である風呂や映画館の利用に一部負担が導入されることには。  
**答** 高齢者優遇措置だけでなく、いろんな施策のなかで、受益者負担を考えていかなければならない。制度発足時と状況も変わってきている。

## 待機児童解消策

**問** 保育園の分園と幼稚園施設の利用は。  
**答** 幼稚園の余裕教室を保育園分園として活用することは、待機児童解消策の一つとして、非常に効果的であると考え、立地条件等幼稚園・保育園の現状に合わせ、分園の実施に向けて十分協議を重ねていきたい。

## 無許可で造成

**問** 川上町において無許可で造成が行われているのは。  
**答** 当該地は、届け出が必要な場所である。もとの田、

畑として活用するとのことであるが、許可が必要であることを説明し、申請するとの回答を得た。

## 完成土地の売却

**問** 宅造会計の完成土地売却をどうするのか。  
**答** 高い値段で処理しなければならぬので、道路用地として市が買い上げる手法しかない。将来的には市としての事業を含め、検討をしなければと考えている。

## 災害対策

**問** 新潟県中越地震後の災害対策の新たな取り組みは。  
**答** 基幹送配水管の複線化、30年以上経過した配水池、50年以上経過している導水路の耐震調査を実施し、今後の災害対策をより効果的、効率的に推進していきたい。

## 繰延勘定

**問** 繰延勘定の退職給与金は。  
**答** 退職給与金の適正な会

## 会派役員等が異動

平成17年3月2日付けで、「民政クラブ」の会派役員交代届が議長に提出されました。新役員は次のとおりです。  
 民政クラブ  
 幹事長 山口 誠  
 副幹事長 土田 敏朗  
 また3月4日付けで、堀田

計処理方法については、急激な水道料金への跳ね返りを避けながら退職給与引当金計上の実施に向けて、よく検討したい。

## 奈良再生プログラム

**問** 法的な位置づけと、市庁舎1階の掲示は。  
**答** 奈良再生プログラムは、地方自治法で規定されている基本構想のように議会の議決を得たものではないが、市長が市政を行っていく姿勢を示すものであるため公的なものと考えている。市民に市長の姿勢を知らせることは公的なものと考え、掲示した。

## 救急患者受け入れ

**問** 救急患者、受け入れの24時間、365日体制への取り組みは。  
**答** 当番院制度のなかで、当直医が担当する診療科については、時間外も救急医療を行っている。救急医療が24時間365日稼働することは、関係機関との調整も相当していかなければならない。

征男議員、横井健二議員が同会派を退会した旨の異動届が議長に提出されました。異動後の会派構成は次のとおりです。  
 民政クラブ8人 公明党市議会議員団8人 政翔会7人 交政会6人 日本共産党市議会議員団6人 政青会3人 無所属6人(計44人)

# 行政調査特別委員会 (100条調査)の委員長報告



100条調査が行われた行政調査特別委員会

平成16年9月定例会で、鍵田市長が相続した滞納市税が平成8年5月に不納欠損されていることが判明し、このことに対する対応が、政治家として不可解で疑惑が生じており、そのまま放置すれば、市民の市政に対する信頼を損ないかねないとして、本市議会は事実関係を究明し、市民の信頼確保を図るため、17名の委員で構成する行政調査特別委員会を設置し、地方自治法第100条の規定に基づく調査権を委任しました。

同特別委員会は、12回開催し、税務担当者など延べ26人の証人尋問を行うとともに必要に応じ記録の提出を求め、慎重に調査を行ってきました。その調査結果について、同委員長から議長あてに調査報告書が提出され、今定例会において委員長報告が行われました。委員長報告は了承され、これをもって調査を終了しました。委員長報告の内容は次のとおりです。

私より、昨年9月定例会におきまして設置され、鍵田忠兵衛市長に係る市税未納問題の調査について、地方自治法第100条の規定に基づく調査権の委任を受け、調査を進めてまいりました行政調査特別委員会の調査の概要についてご報告を申し上げます。

委員会は、昨年10月15日に正副委員長の互選を行い、副委員長には船越委員が、また、不詳私が委員長の重責に推挙を受け、11月1日から本年3月4日まで11回にわたり開催しました。

調査は、鍵田市長の個人のプライバシーと名誉にかかわる問題であることから慎重に行うこととし、委員会では、鍵田市長を初め大川前市長、元助役、元税務部長など14人、延べ26人の証人尋問を行い、必要に応じて理事者の出席も求め、さらに、調査に必要な28項目にわたる記録及び資料の提出を求めて行いました。

11月1日に開催した委員会では、委員長の私から、当委員会に課せられた使命は、

一つに、鍵田市長の多額に及ぶ市税の未払いについてのそれに至った経過と、それに関係する事項を調査し、市長の政治的、道義的責任の有無を明らかにすること、

二つに、議員等に送付されてきた鍵田市長を厳しく糾弾をしいわゆる告発文書の中に、当事者以外知り得ぬ鍵田市長の税徴収に関する内部極秘資料と思われるものが添付されていたのは、当然のこと

ながら公務員守秘義務違反であり、多くの市民に行政に対する著しい不信感を抱かせるものであり、許しがたい行為として徹底究明すること、

三つに、市当局の税の徴収執行の公平性、あり方、すなわち滞納者に対する徴収督促、不納欠損処分取り扱いが公平、適切であったのかどうかチェックすることの3点であることを申し上げ、調査に入つた次第であります。

以下、委員会の調査の概要について申し上げます。まず、理事者に対して、滞納者の不納欠損処分に至るまでの一般的な処理の経過について説明を求めたところ、最初に財産調査を行い、そこで滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分によつて生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、またその本人の所在、滞納処分のできる財産がともに不明であるときは地方税法の規定を適用して滞納処分の執行を停止する。

また、その状態が3年間変わらず、継続したときは、不納欠損処分により納付義務を消滅する。さらに、徴収金を徴収することができないことが明らかとなるときは、納付義務を直ちに消滅させることができるほか、地方税法に規定する5年間の時効の完成で消滅する。

また、滞納処分の執行停止の権限は、長の権限であるが、奈良市の場合は部長専決で行つているとの答弁がありました。

平成2年度市県民税247万3千円、平成6年度市県民税24万円、平成6年度固定資産税14万6千円、合計285万9千円の滞納市税が、

た。次に、守秘義務の關係について理事者より、地方公務員法第34条には職務上知り得た秘密を、また、地方税法第22条には地方税の事務に従事したものは、事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないことになっているとの答弁がありました。

次に、内部文書が保管されていた税務資料室のかぎが紛失していたことについて理事者より、昨年10月にかぎの所在を確認したところ紛失していたことがわかり、付け替えをし、それからは施錠しているとの答弁がありました。いつからかぎが紛失していたかもわからず、極めてさまざまな管理がなされていたことが判明しました。

次に、11月22日開催の委員会より、元税務部長ら5人に出頭を求め、証人尋問を開始いたしました。その概要について申し上げます。

証人尋問は、いずれの委員会におきましても、委員長の私から主尋問を行い、各委員からは補足尋問を行うことを進めました。

まず、滞納処分の執行停止、不納欠損処分に至った経過について申し上げます。

提出されました記録によりますと、鍵田市長の父である亡き鍵田忠三郎氏の平成2年度市県民税247万3千円、平成6年度市県民税24万円、平成6年度固定資産税14万6千円、合計285万9千円の滞納市税が、

平成8年3月29日付で、地方税法第15条の7第1項第1号の規定による滞納処分の執行停止を行うと同時に、地方税法第15条の7第5項の規定による不納欠損処分がされています。

これの前提となります納税折衝の調査記録簿は、平成2年2月19日から始まり、課税物件である土地の表示、金融機関の根拠当権や抵当権の設定、競売申し立て前の差し押さえの必要性などの記録があり、借金があることによる税の滞納が考えられます。

その後、金融機関や奈良税務署に、納税義務者の情報収集したことや、代理人を通して納税折衝し、数回にわたつて納付された記録がされています。

平成4年2月20日には、昭和56年度から63年度までの8年間の長期にわたる滞納市税が完納されていたことも記録されています。

その後、平成6年5月25日には、鍵田大宮事務所へ、当時の収税課長と収税課主幹が訪問をし、鍵田忠兵衛氏と応対、滞納額277万3千円の納付方をお願いし、翌26日には、忠兵衛氏から電話で、向こう1年間、月10万円の分納約束をされたので事務所に納付書を届けています。

この納付書により、平成6年6月、7月、9月の3回、月10万円ずつ、計30万円が納付されていることが、本委員会の調査で明らかになっています。

そして、平成6年11月9日の調査記事には、忠兵衛氏が来庁して、父忠三郎が平成6年10月26日に死亡し、その後滞納市税の納付について、相続協議が調わないので、相続の話し合いが決着した時点で納付計画をたてるので相談に乗ってほしいとの記録がされ、元収税課長の捺印がされています。

その後、調査記事の記録はまったくございませんが、平成8年3月28日に突然に、当時の収税第2係長が、鍵田忠三郎氏は既に死亡しており、公簿上の財産は見あたらないのでこれ以上の納税折衝は困難と判断し、不納欠損の処理が適切と思われるとの記録をし、翌29日に、関係長の起案により、部長専決で不納欠損処分を行い、市税債権が完全に消滅されているのであります。

そして、同年5月31日には、平成7年度中に行われた不納欠損処分の総件数4194件、総合計3億71万4249円について大川前市長の決裁がなされており、この中に鍵田氏の不納欠損処分も含まれていたものであります。

以上が、鍵田市長にかかわる不納欠損処分の経過であります。この書類のコピーが外部に流出し、いわゆる告発文書といわれるものにそのコピーが添付され、昨年9月5日に行われました奈良市長選挙後に、私たち議員の元に送付されてきたことにより、鍵田市長にかかわる滞納市税の

不納欠損処分の事実が明らかになったのであります。

そのコピーは、当委員会に提出されました原本と照合いたしましたところ、まぎれもなくこの原本をコピーしたものであることが確認されました。

次に、証人尋問の主な内容について申し上げます。

まず、不納欠損処分の起案をした元収税第2係長の証人尋問では、鍵田家との納税折衝は、1回も、だれとも会ったこともなく、事務所へ行ったこともない。起案文書は、上司からの命令で書きなさいということであつたということだけは記憶にあるけれども、だれから指示があつたかというところまでは覚えておりません。その上司がおそらく折衝なり財産調査等をされ、それが適切との判断のもとに私のところにまわつて来たのではないかと証言をされました。

元収税課長については最後の納税折衝をしているので、その点について各委員から幾度となく尋問をしましたが、具体的に鍵田氏の分のみを不納欠損処分になさいといつたことはいつさいないとの証言に終始し、指示をしたとされる上司はだれか、結局は明らかになりませんでした。

次に、元収税課長が、平成6年5月25日に鍵田大宮事務所を初めて訪問していることについて尋問をいたしましたところ、元収税課長は、鍵田氏の件は、一般的に難件で担当では手に余り、部下から

が混乱して覚えておりませんとの証言に終始いたしました。が、調査記事の内容から、あるいは当時折衝されている最後の方もわからないと思うとの証言をされたのであります。

委員会は、元収税第2係長に指示をした上司はだれであるかを明らかにするため、鍵田家と納税折衝をされていた当時の収税課長に証言を求めたところ、元収税課長は、納税義務者に資産がなくて、将来にわたって徴収が不能であるという見通しに立った場合は、早く不納欠損処分するという方針で臨んできた。

その中で、特に鍵田氏の分を不納欠損処分になさいという具体的な指示は絶対していません。全体として、徴収の見通しの立たないものについては、不納欠損処分しなさいとの指示はしたとの証言がございました。

元収税課長については最後の納税折衝をしているので、その点について各委員から幾度となく尋問をしましたが、具体的に鍵田氏の分のみを不納欠損処分になさいといつたことはいつさいないとの証言に終始し、指示をしたとされる上司はだれか、結局は明らかになりませんでした。

次に、元収税課長が、平成6年5月25日に鍵田大宮事務所を初めて訪問していることについて尋問をいたしましたところ、元収税課長は、鍵田氏の件は、一般的に難件で担当では手に余り、部下から

が混乱して覚えておりませんとの証言に終始いたしました。が、調査記事の内容から、あるいは当時折衝されている最後の方もわからないと思うとの証言をされたのであります。

委員会は、元収税第2係長に指示をした上司はだれであるかを明らかにするため、鍵田家と納税折衝をされていた当時の収税課長に証言を求めたところ、元収税課長は、納税義務者に資産がなくて、将来にわたって徴収が不能であるという見通しに立った場合は、早く不納欠損処分するという方針で臨んできた。

その中で、特に鍵田氏の分を不納欠損処分になさいという具体的な指示は絶対していません。全体として、徴収の見通しの立たないものについては、不納欠損処分しなさいとの指示はしたとの証言がございました。

元収税課長については最後の納税折衝をしているので、その点について各委員から幾度となく尋問をしましたが、具体的に鍵田氏の分のみを不納欠損処分になさいといつたことはいつさいないとの証言に終始し、指示をしたとされる上司はだれか、結局は明らかになりませんでした。

次に、元収税課長が、平成6年5月25日に鍵田大宮事務所を初めて訪問していることについて尋問をいたしましたところ、元収税課長は、鍵田氏の件は、一般的に難件で担当では手に余り、部下から

が混乱して覚えておりませんとの証言に終始いたしました。が、調査記事の内容から、あるいは当時折衝されている最後の方もわからないと思うとの証言をされたのであります。

委員会は、元収税第2係長に指示をした上司はだれであるかを明らかにするため、鍵田家と納税折衝をされていた当時の収税課長に証言を求めたところ、元収税課長は、納税義務者に資産がなくて、将来にわたって徴収が不能であるという見通しに立った場合は、早く不納欠損処分するという方針で臨んできた。

その中で、特に鍵田氏の分を不納欠損処分になさいという具体的な指示は絶対していません。全体として、徴収の見通しの立たないものについては、不納欠損処分しなさいとの指示はしたとの証言がございました。

元収税課長については最後の納税折衝をしているので、その点について各委員から幾度となく尋問をしましたが、具体的に鍵田氏の分のみを不納欠損処分になさいといつたことはいつさいないとの証言に終始し、指示をしたとされる上司はだれか、結局は明らかになりませんでした。

次に、元収税課長が、平成6年5月25日に鍵田大宮事務所を初めて訪問していることについて尋問をいたしましたところ、元収税課長は、鍵田氏の件は、一般的に難件で担当では手に余り、部下から

### 百条調査権

議会は市の事務について調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭を求め、証人として証言を求めたり、記録の提出を請求することができます。

この議会の調査権が地方自治法第100条に規定されているところから、百条調査権と呼ばれています。

この調査権は強制力を伴うもので、議会が調査を行おうとするには、目的となる事件を定めて調査を行うことの議決が必要であり、委員会に調査を委任することもできます。

力を貸してほしいとの要請があつた。

収税課主幹と大宮事務所へ徴収に行つたことは、ある印象があつてしっかりと記憶していると証言され、同行した元収税課主幹は、課長と行ったが、話の内容についてははっきりと記憶がない。すぐの支払はしんどいなという話であつたと記憶していると証言されました。

元収税課長に事務所であつた印象のことについて証言を求めたところ、私の個人的な考え方であるが前置きした上で、当時、市税徴収緊急対策本部を設置し、全管理職で徴収に当たるその中に、難件として鍵田忠三郎氏の税があつた。

それで、主幹と大宮事務所へ行き、忠兵衛氏と会つて納

税折衝したとき、おやじの税とはいえ、元市長のことだから何とかするからというように返事を期待して行つたが、全然そういう意思は見られず、非常に意外な思いをしたと証言しております。

これに対し鍵田市長は、後日の証人尋問で、はっきりした記憶はない。おやじの滞納分の相談にきたということであつたと記憶していると証言されました。

元収税課長に事務所であつた印象のことについて証言を求めたところ、私の個人的な考え方であるが前置きした上で、当時、市税徴収緊急対策本部を設置し、全管理職で徴収に当たるその中に、難件として鍵田忠三郎氏の税があつた。

それで、主幹と大宮事務所へ行き、忠兵衛氏と会つて納

税折衝したとき、おやじの税とはいえ、元市長のことだから何とかするからというように返事を期待して行つたが、全然そういう意思は見られず、非常に意外な思いをしたと証言しております。

これに対し鍵田市長は、後日の証人尋問で、はっきりした記憶はない。おやじの滞納分の相談にきたということであつたと記憶していると証言されました。

元収税課長に事務所であつた印象のことについて証言を求めたところ、私の個人的な考え方であるが前置きした上で、当時、市税徴収緊急対策本部を設置し、全管理職で徴収に当たるその中に、難件として鍵田忠三郎氏の税があつた。

それで、主幹と大宮事務所へ行き、忠兵衛氏と会つて納

いて、元収税課長に証言を求めましたところ、私が折衝したように考えている。ちよつと記憶がないです。この記事を見れば、私、判も押していただきますから私ではないでしょうか、と証言をされました。

しかし、来庁されたときとされる鍵田市長は、後日の証人尋問で、調査記事に書かれていることは一切覚えがございませんとその事実を否定されましたので、元収税課長に再度、尋問を行つたところ、どちらが正しいのか、証言の議事録を見て検討した結果、これは、だれから電話で連絡があり、聞かされて記事にした。

連絡だけでは意味が通らないので注釈をかつき書きで入れた。鍵田家の相続のトラブルはもちろんこの課長は知る立場になく、だれからか待つという指示をもらつて書いたものであつたと、忠兵衛氏が相談に来庁したとされる証言を覆されました。

さらに、指示をしたのは、大川前市長ではないのかとの尋問に対し、元収税課長は、大川前市長から指示をもらつたという記憶は一切ないと証言されました。

これより前の証人尋問で、大川前市長に、鍵田忠兵衛氏から滞納税について相談があつたかについて証言を求めたところ、忠兵衛氏が平成7年1月ごろに私のところに来たと言われていることは、そういえばその当時来られたかなと思うが、言われれば、税金が残つてある、滞納してある

とか、そのくらいの程度は聞いたことがあるかなというぐらいいいしが記憶にございません。

延納、分納、まけてくれとかいう、話は一切なかつたと証言されているところから、忠兵衛氏が平成6年11月9日に来庁したとされることについては、日にちも違い、この記録の事実関係は明らかになりませんでした。

このことについて、元収税課長は、だれから聞いた内容で記事を書いたが、6カ月間待てということであるならば、督促状を出すのは無意味なことであるので、とめたと言っています。

次に、不納欠損された理由、根拠についてであります。

まず、この元収税課長が鍵田忠兵衛氏との納税折衝で分納の約束をされ、平成6年6月、7月、9月に10万ずつ、計30万円、分納している事実を確認せず、何をもつて不納欠損の判断をしたかについて証言を求めましたところ、徴収できないという最終的な判断は、一番最初に大宮事務所に行つたときの忠兵衛氏とのやりとりと、過去からも忠三郎氏の滞納があり、不動産も抵当に入つており、徴収は極めて難しいのではないかと、の思い込みで判断をいたしました。

財産がないとの意識と、分納や相続で待つてほしいなどの話があり、結局徴収は不可能との判断をした。その後、30万円が納付されていることについては、全く知らなかつ

た。もしそれを知つておれば、その納入を知つておれば不納欠損はしなかつたと証言されました。

また、忠兵衛氏が、平成7年4月に県議会議員に当選し、約1300万円の報酬を受けていたこと、また相続したことと忠兵衛氏名義となつた平成7年度の固定資産税30万3400円が、平成7年5月に納入されていることもあつた。不納欠損をもう少し保留しておいてもよかつたかなと、今は思つていると証言されています。

この鍵田市長の支払能力については、後日、県議会議員として当然給料もいただいております。分納なりの話がまとまつていけば、当然納税できたと思つていると証言されておられます。

次に、地方税法第9条による納税義務の承継についてであります。

証言を求めた元収税課長は、当然のことながら鍵田忠三郎氏は既に死亡しているの判断は、一番最初に大宮事務所に行つたときの忠兵衛氏とのやりとりと、過去からも忠三郎氏の滞納があり、不動産も抵当に入つており、徴収は極めて難しいのではないかと、の思い込みで判断をいたしました。

財産がないとの意識と、分納や相続で待つてほしいなどの話があり、結局徴収は不可能との判断をした。その後、30万円が納付されていることについては、全く知らなかつ

た。もしそれを知つておれば、その納入を知つておれば不納欠損はしなかつたと証言されました。

また、忠兵衛氏が、平成7年4月に県議会議員に当選し、約1300万円の報酬を受けていたこと、また相続したことと忠兵衛氏名義となつた平成7年度の固定資産税30万3400円が、平成7年5月に納入されていることもあつた。不納欠損をもう少し保留しておいてもよかつたかなと、今は思つていると証言されています。

この鍵田市長の支払能力については、後日、県議会議員として当然給料もいただいております。分納なりの話がまとまつていけば、当然納税できたと思つていると証言されておられます。

次に、地方税法第9条による納税義務の承継についてであります。

証言を求めた元収税課長は、当然のことながら鍵田忠三郎氏は既に死亡しているの判断は、一番最初に大宮事務所に行つたときの忠兵衛氏とのやりとりと、過去からも忠三郎氏の滞納があり、不動産も抵当に入つており、徴収は極めて難しいのではないかと、の思い込みで判断をいたしました。

財産がないとの意識と、分納や相続で待つてほしいなどの話があり、結局徴収は不可能との判断をした。その後、30万円が納付されていることについては、全く知らなかつ

た。もしそれを知つておれば、その納入を知つておれば不納欠損はしなかつたと証言されました。

また、忠兵衛氏が、平成7年4月に県議会議員に当選し、約1300万円の報酬を受けていたこと、また相続したことと忠兵衛氏名義となつた平成7年度の固定資産税30万3400円が、平成7年5月に納入されていることもあつた。不納欠損をもう少し保留しておいてもよかつたかなと、今は思つていると証言されています。

この鍵田市長の支払能力については、後日、県議会議員として当然給料もいただいております。分納なりの話がまとまつていけば、当然納税できたと思つていると証言されておられます。

次に、地方税法第9条による納税義務の承継についてであります。

証言を求めた元収税課長は、当然のことながら鍵田忠三郎氏は既に死亡しているの判断は、一番最初に大宮事務所に行つたときの忠兵衛氏とのやりとりと、過去からも忠三郎氏の滞納があり、不動産も抵当に入つており、徴収は極めて難しいのではないかと、の思い込みで判断をいたしました。

財産がないとの意識と、分納や相続で待つてほしいなどの話があり、結局徴収は不可能との判断をした。その後、30万円が納付されていることについては、全く知らなかつ

処理は適切ではございませんでした。管理運営の落ち度であり深く反省いたしております。

事実上の納税者に一定の収入があること、また、自分自身の固定資産税も支払われていることなど、新しい証言、事実を知ることになり、今になってみたらよく説明ができていないかな、というふうに感じておるわけでありです。

即落ちという制度は、長の職権によって運用を図ることになっているが、その運用取り扱いの段階で慎重性を欠いていたと証言をされました。

このように、今までの証人の証言から、行政側の不適切な事務処理をしていたことは、忠三郎氏の滞納税は即落ちでないか、と決めていなければ、よほどでない限りできることではない。

常識的に理解できない処理をされたことについて元税務部長に尋問したところ、大変慎重な取り扱いを欠いており、不適切な処理をしたと今は思っており、税負担の公平性ということを損なった大きな事案であったと深く反省をしているとの証言がされました。

さらに、担当者でない元取税第2係長が、上司の指示で書いたと証言している決議書を、指示はしていないと証言している上司全員が、何の修正も意見も加えず、すんなりと認めて即落ちしているのは極めて不可解、不自然で、あ

り得ないことだと思ふ。最初から鍵田忠兵衛氏のためのシナリオはなかったのかとの尋問に、元税務部長は、全くそういうことはなく、認識もないういとの証言がなされたのであります。

次に、鍵田忠兵衛氏の父の税金は、意図的に、滞納者が支払わなくてもいいのだという、そういったシナリオが決まっていたのではないのかとの尋問に、元取税課長は、市がそれに関与して忠三郎氏の滞納税をゼロにするというような意図は全く持っていないと述べた。

シナリオが書かれていたというものは全然ない。鍵田氏側からは何の圧力もなかったと否定の証言をされたのであります。

続いて、この不納欠損処分をした当時の山中、桐木元高助役に証人として出頭願ひ、尋問を行いました。

山中元助役は、忠兵衛氏が忠三郎氏の滞納税を承継していることは全然知らなかった。このことで大川市長からの指示はなかったし、忠兵衛氏から相談を受けたことはない。税務行政は、地方税法に基づいて行うので、圧力によつてどうのこうのすることはあり得ない。

また、未納を未然に防ぐ努力をしなかつたことには、単純に見落としていたのではないかとありますが、結果として市に損失を与え、非常に疑念の持たれるものと思ふと証

言されました。

次に、桐木元助役は、鍵田忠兵衛氏との関係については一切聞き及んでいない。指摘されているような事実は、今ここで初めて聞きますが、なんと不信感を抱く業務をしているのかと憤りも感じますし、残念にも思うと証言をされたわけでありです。

次に、当時の行政の最高責任者であった大川前市長の証人の概要について申し上げます。

まず、鍵田氏の滞納税を不納欠損処分したことについて、大川前市長は、私の判断では、特別に鍵田氏の滞納税を不納欠損処分しようという考えは、私はもちろんのこと、担当部署、課長、部長も絶対になかつたと思ふ。

ただ、徴収に行つたときに、当時は大きな負債を抱えておられ、所有不動産の競売をしても、優先順位からすれば、奈良市には何も入つてこない、そんな判断もしたように思ふ。意図的な考え方は、絶対になしと信じている。

しかし、自分自身に課せられた税を支払っていることが事実であるならば、不納欠損処分を停止しなければいけないのに、それをしなかつたことは、大変遺憾に思っていると思ふと証言をされました。

また、大川市長に頼みに行つたことが、何とかしてくれようという期待はなかつたかとの尋問に、少しはあったかも知れません。しかし、相続した借金は返さなければ

ならないということ、現在も銀行その他に返してきております。

さらに、政治的圧力についての尋問に対し、当時は無職でありました。たくさんのお金を抱えた中で、未払い金をおわびを申し上げると証言されました。

また、守秘義務違反については、あつてはならないことで、守秘義務を守らずして市民の信頼を得られることはできない。守秘義務を守られず、あの起案文書が出回つてくるということは、非常に残念に思っていると証言されたのであります。

次に、鍵田市長の証人尋問の概要を申し上げます。

まず、大川前市長に相談したところ、平成6年12月24日に相続協議も済み、平成7年1月に新年のあいさつも含めて寄せていただき、相続している税についても相談をした。

父から引き継いだ借金がたくさんあるので、滞納税は今すぐお支払いできない。延納なり分納なりお考えいただきたいと相談したつもりである。検討しておくという意味のことをおっしゃつていただいたと思ふと証言されました。

また、大川市長に頼みに行つたことが、何とかしてくれようという期待はなかつたかとの尋問に、少しはあったかも知れません。しかし、相続した借金は返さなければ

ならないということ、現在も銀行その他に返してきております。

さらに、政治的圧力についての尋問に対し、当時は無職でありました。たくさんのお金を抱えた中で、未払い金をおわびを申し上げると証言されました。

また、守秘義務違反については、あつてはならないことで、守秘義務を守らずして市民の信頼を得られることはできない。守秘義務を守られず、あの起案文書が出回つてくるということは、非常に残念に思っていると証言されたのであります。

次に、鍵田市長の証人尋問の概要を申し上げます。

まず、大川前市長に相談したところ、平成6年12月24日に相続協議も済み、平成7年1月に新年のあいさつも含めて寄せていただき、相続している税についても相談をした。

父から引き継いだ借金がたくさんあるので、滞納税は今すぐお支払いできない。延納なり分納なりお考えいただきたいと相談したつもりである。検討しておくという意味のことをおっしゃつていただいたと思ふと証言されました。

また、大川市長に頼みに行つたことが、何とかしてくれようという期待はなかつたかとの尋問に、少しはあったかも知れません。しかし、相続した借金は返さなければ

ならないということ、現在も銀行その他に返してきております。

さらに、政治的圧力についての尋問に対し、当時は無職でありました。たくさんのお金を抱えた中で、未払い金をおわびを申し上げると証言されました。

また、守秘義務違反については、あつてはならないことで、守秘義務を守らずして市民の信頼を得られることはできない。守秘義務を守られず、あの起案文書が出回つてくるということは、非常に残念に思っていると証言されたのであります。

次に、鍵田市長の証人尋問の概要を申し上げます。

まず、大川前市長に相談したところ、平成6年12月24日に相続協議も済み、平成7年1月に新年のあいさつも含めて寄せていただき、相続している税についても相談をした。

父から引き継いだ借金がたくさんあるので、滞納税は今すぐお支払いできない。延納なり分納なりお考えいただきたいと相談したつもりである。検討しておくという意味のことをおっしゃつていただいたと思ふと証言されました。

また、大川市長に頼みに行つたことが、何とかしてくれようという期待はなかつたかとの尋問に、少しはあったかも知れません。しかし、相続した借金は返さなければ

行政調査特別委員

- 委員長 大谷 督
- 副委員長 船越 義治
- 委員 奥田 正治 三浦 教次
- 大坪 宏通 矢野 兵治
- 藤本 孝幸 山口 裕司
- 幾田 邦夫 松村 和夫
- 上原 隼 峠 宏明
- 和田 晴夫 高橋 克己
- 金野 秀一 岡田 佐代子
- 原田 栄子

たところ、いわゆる告発文書が出た時点ではじめて知りました。大川市長のところへ行き、今から納めることはできないかと相談したが、できないと言われた。

政治家という立場で寄付もできないと言われ、その時点でどうすることもできないことを確認したと証言されたのであります。

また、失念していたこと、税金を納められなかつたことは誠に申し訳なく思ふ。

市長にならしていただいて、奈良市をよくすることを一生懸命念頭に置いて、公務に励ませていただいております。

市民に不信感を抱かせてしまったことは、誠に申し訳なくおわびすると述べられました。

次に、守秘義務違反について、鍵田市長は、行政調査特別委員会が決着した後、内部調査をしたい。内部調査で持ち出した犯人が拳がらない場合は、警察へ告発をし、司法の手をお借りする、市民の個人情報を守らなければいけないので、断固としてやらせていただきたいと思つている。

また、これをいい教訓として、その管理を徹底し、公務員としての守秘義務を職員に申し付けていると証言されました。

次に、不納欠損処分の起案文書のコピーが外部に流出したことによる職員の守秘義務違反について、各証人に尋問いたしました。関与したと

されるものは明らかになりませんでした。

以上が調査の概要でありますが、調査を通じて明らかになりました主な事項を申し上げます、

- 1、納税者と分納約束をしており、しかも分納がされていないにもかかわらずそれを確認しないまま不納欠損処分をしたこと
- 2、不納欠損処分するまで1年4カ月にわたり、調査、納税折衝がされていないこと
- 3、地方税法第9条の規定により、被相続人の滞納税は、相続人がその納税義務の承継をする事になっているにもかかわらず、相続人の収入や財産調査もせず不納欠損処分をしたこと
- 4、上司と部下との職務に応じた情報の交換、連絡その他の分析、検討、指示、結果のチェックが行われていなかったこと
- 5、個人情報である税務書類の保管が厳重に行われていなかったこと

などでありです。

このように、奈良市の税務行政が公平、適切に行われていなかったことは、誠に遺憾であります。

いかに思い込みとは言え、重なる税務当局の職務怠慢により納税義務者 鍵田忠兵衛氏が、父から相続した滞納税の全額を、1年4カ月の長期にわたり、税徴収の督促もせず放置し、十分な財産調査もしないまま不納欠損処分を

